

2020年
4月1日
開始

笛吹市消防本部から重要なお知らせ

違反対象物の公表制度始まる

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

1 違反対象物（建物）の公表制度とは？

消防の立入検査で確認した重大な消防法令違反についてホームページに公表することで利用者が安全にその建物の利用について選択できるようにする制度です。

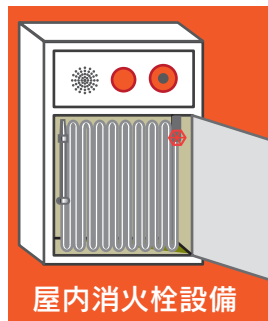
2 公表する対象物は？

劇場、公民館、遊技場、風俗店、飲食店、物品販売店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物。病院、社会福祉施設等などひとりで避難することが難しい方が利用する建物
(詳細な用途としては、消防法施行令別表第一に掲げる対象物のうち、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項が対象です。)

3 公表する重大な消防法令違反とは？

右の消防用設備等が

- ①未設置のもの。
- ②維持管理の不良で全体の機能が失われているもの。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

4 公表する時期は？

消防が立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反を通知した翌日から起算して14日が経過してもその違反が是正されない場合には公表します。また、違反が是正されるまでの間継続して公表します。

5 公表の方法は？

- 笛吹市のホームページで公表されます。
- 消防本部で閲覧できます。



6 公表する内容は？

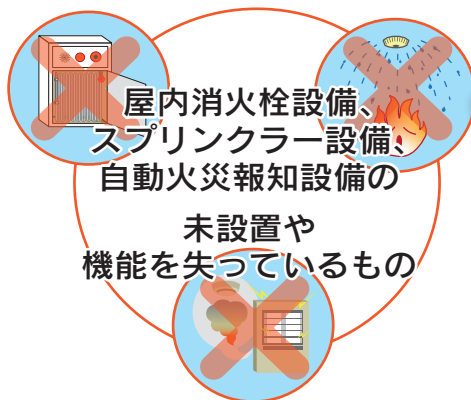
- ①建物の名称 (例)「ホテル〇〇」や「旅館〇〇」などの施設名等
- ②建物の所在地 (例) 笛吹市〇〇1番地2
- ③違反の内容 (例) 自動火災報知設備が未設置であるなど
- ④その他消防長が認めるもの

公表までの流れ

1 消防による立入検査の実施



2 消防法令違反があった場合は



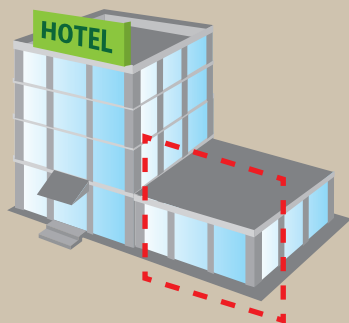
3 違反を公表する旨を通知しホームページに公表します。



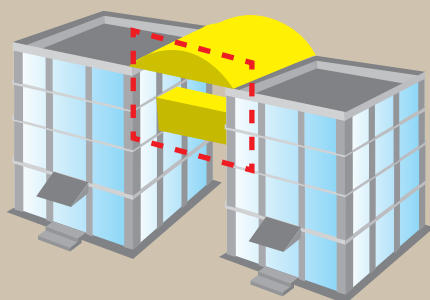
消防法令違反を防ぐために

所有・管理・占有する建物に次のような変更を行う場合は、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、建物の事情に変更などがある場合は、**事前に消防本部予防課にご相談**ください。

1 増改築や隣接建物と接続する場合

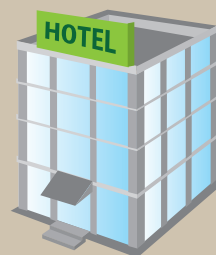


隣に増築したいのですが？
一階を改築したいのですが？



隣接建物と渡り廊下や
屋根で接続する場合

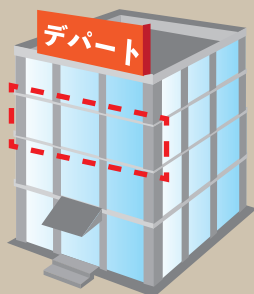
2 用途の変更を行った場合



建物全部またはテナントの
用途に変更や新たに入居した場合



3 3階の使用



1つの階段だけの
飲食店・物販店は
地階や3階以上の
階に売り場や客席
を設けると消防設
備が必要になる場
合があります。

4 窓などに看板等を置いて塞いだり
窓にフィルム等を貼る場合



問い合わせ先

笛吹市石和町下平井204

笛吹市消防本部 予防課 055-262-8518・8519 (担当直通)

*受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日・年末年始除く)